

平成26年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年12月17日〔水曜日〕 15時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願いについて
議案第3号 あっせんについて
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第5号 農用地利用集積計画の取消しに係る意見の聴取について
議案第6号 買受適格証明願いについて

○事務局長

本日は、お疲れ様です。これより定例総会を開催します。開催に先立ち会長のあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いします。

○議長

委員の皆様、大変ごくろうさまです。早いもので、後2週間余りで今年も終わりです。年末に向け、慌ただしい時期を迎えますが、体調には気を付けて頂きたいと思います。

また、さとうきびの操業も12日より始まりました。耕作している委員も沢山おられ、寒い中大変でしょうが頑張って頂きたいと思います。

それでは、ただ今から12月定例総会を開催します。なお、本日は1件の追加議案がございます。皆様には、申し訳ありませんが、それについても審議をお願いします。

では、始めに日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をします。

議事録署名委員には、2番橋口委員、3番の瀬川委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は1ページからになります。今月は、所有権移転8件、賃借権11件、合計19件の申請がありました。

1番です。榕城中野地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積171平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。住吉里之町地域の土地です。台帳現況地目は畠の4筆で合計面積1830平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。上西横山地域の土地です。台帳現況地目は畠の2筆で合計面積8080平米を親から子へ贈与により所有権移転するものです。

4番です。下西池野地域の土地です。台帳現況地目は畠の2筆で合計面積2287平米を売買で所有権移転するものです。

5番です。下西池野地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積942平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

6番です。下西池野地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積1447平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

7番です。下西池野地域の土地です。台帳現況地目は畠の2筆で合計面積1255平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

8番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の4筆で合計面積1757

平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

9番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の8筆で合計面積5491平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

10番です。下西塙泊地域の土地です。台帳現況地目は畠の2筆で合計面積1163平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

11番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積2657平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

12番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の3筆で合計面積2501平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

13番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の2筆で合計面積1501平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

14番です。下西上石寺地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積858平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

4番から14番の譲受人、借人は同一人物です。許可後の経営面積は21859平米となり、下限面積の5千平米を超えます。

15番です。現和武部地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積400平米を売買で所有権移転するものです。

16番です。安納下郷地域の土地です。台帳現況地目は畠の4筆で合計面積7717平米を贈与により所有権移転するものです。

17番です。現和川氏地域の土地です。台帳地目は畠で現況は山林2筆で合計面積2108平米を売買で所有権移転するものです。

現況山林ですが、譲受人の畠の周辺で、取得後整地し耕作するということでした。

18番です。伊関又延地域の土地です。台帳現況地目は畠の3筆で合計面積5390平米を賃貸借で、5年間借りるものです。

19番です。国上湊地域の土地です。台帳現況地目は畠の1筆で面積2577平米を真正な登記名義人へ回復で所有権移転するものです。真正な登記名義人への回復とは、誤って登記された名義人を正しい名義人に変更することです。

以上本件1番から19番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、隨時担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

2番です。農地法第3条の規定による許可申請の番号1について、報告します。昨日譲渡人、譲受人双方確認し、間違いないということでした。場所は、中野公民館のすぐ下の住宅と住宅の間に挟まれた家庭菜園の農地で、現在大根などの野菜を栽培していました。申請のとおり間違ひありませんでした。以上です。

○3番委員

25日に譲受人と現地で会いました。場所は、志和野地区内にあるさとうきび畑でした。譲受人にも会うため連絡を取ったところ、農業生産法人で働いており、朝は早く、夜は遅いため中々会うことができませんでしたので、電話で聞き取りをしました。

贈与について説明を聞いたところ、10数年前に旦那さんが亡くなつたので、先々岐阜県の娘さんの所に行くようでした。行った後に墓の面倒をみてもらい、近況の連絡を頂く代わりに贈与するということでありました。以上、申請に間違いありませんでした。

○議長

3番は、私の担当ですので説明をします。ここは、11月の定例総会で不備があり、継続審議となった案件です。10日に現地を確認しました。本人さんとはどうしても連絡が取れないため、取りあえず現場に行きましたが、入り込み道路が良く解りませんでした。そのため、どうしても会わないので、家を訪ねたら本人も娘さんもおりました。お父さんが3年ぐらい前に脳梗塞で倒れたので、畑はそのままの状態で少し荒れおりました。そこで、もし耕作しない場合は取り消しもあるという説明をし、営農計画を提出して頂きました。その後、再度本人と現地で立ち会いました。申請のとおり相違ありませんでした。以上です。

○5番委員

4番から14番について、報告します。ただ今事務局より詳しい説明がありましたので、簡潔に説明します。譲受人、借人はすべて同一人物でした。譲受人は、現在農業以外に海産物の加工販売もしております。譲受人は1週間程度留守でしたので、息子さんと一緒に現地を確認しました。まず、4番は所有権移転です。譲渡人は、川迎出身で現在鹿児島市在住です。電話で申請を確認しました。間違いありませんでした。

5番から14番までは、賃借権の設定でした。5番、6番は1筆、7番は2筆で現況1枚、8番は4筆で現況1枚、9番は8筆ですが現況1枚です。10番は2筆で現況1枚、11番は1筆、12番は3筆で現況1枚、13番は2筆、14番は1筆で両方で現況1枚でした。ここは、兄弟で分けておりましたが、1枚となっておりました。なお、境界については、道路沿いにコン柱を立てていました。以上4番から14番の貸人には電話で確認をしております。これらのは場は、全て安納いもを作付けするということでした。また、農機具についても必要なものは、すべて揃っております。契約年数につきましては、すべて5年となっています。以上です。

○7番委員

15番について、報告します。場所は現和武部地区で、さとうきびを作付けしておりました。その畑の中に譲渡人の土地が有り、その部分を今回譲受人が売買で名義変更するということでした。譲渡人の住所は、中種子町になっておりますが、安納大平出身の方です。お父さんが現和の方で、ほ場整備をした際一緒に整備したということでした。

○9番委員

9番です。番号16について説明します。15日に譲受人と現地調査をしました。

譲渡人は、岐阜県の方に在住ですので、電話で確認を取っております。譲渡人は、相続で農地を取得した不在地主です。なお、譲渡人、譲受人は親戚関係にあります。

譲受人は、安納いも、ばれいしょ等を栽培している兼業農家です。双方確認の結果、農地法第3条第2項の1号から7号に照らし合わせて調査した結果、許可相当と考えます。以上です。

○10番委員

番号17について、説明します。譲渡人は、鹿児島市在住ですので電話で確認を取りました。譲受人は、奥さんと弟さんの3人でさとうきび、いも、水稻を作っている方です。現在ここは竹林です。今回そこを買い入れて、畑にしたいということです。

また、道もないでの、隣の方に分けてもらう予定になっているそうです。申請通り間違いない無いことを確認しました。以上です。

○議長

ただ今、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

質疑は無いようですので採決をします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可」の1番から19番について、原案通り許可する事に賛成の方は、挙手でお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可」の1番から19番について、原案通り許可する事に決定します。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願い」について説明します。資料は7ページから9ページになります。スライドをお願いします。

1番です。住吉能野里地域の土地です。台帳地目は田と畑ですが、昭和43年頃から耕作せず、現在山林と原野になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

2番です。下西上石寺地域の土地です。台帳地目は田ですが、平成23年頃から耕作せず、現在原野になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

3番です。古田村之町地域の土地です。台帳地目は畑ですが、昭和20年頃から耕作せず、現在山林になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

次に4番と5番です。4番と5番は登記名義人が違うため番号を分けましたが、隣どうしです。場所は、中割万波地域の土地です。台帳地目は畑ですが、昭和50年頃から

耕作せず、現在山林になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

6番です。現和下之町地域の土地です。台帳地目は田ですが、平成10年頃から耕作せず、現在山林になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

7番です。榕城野首地域の土地です。台帳地目は畑ですが、昭和47年頃から耕作せず、現在原野になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

8番です。国上久保田地域の土地です。台帳地目は田と畑ですが、平成5年頃から耕作せず、現在原野になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

9番と10番です。場所が隣同士ですので、同時に説明します。ここは国上湊地域の土地です。台帳地目は田ですが、平成17年頃から耕作せず、現在原野になっています。交付基準1の（ウ）に該当します。以上で説明を終わります。

○議長

これについては昨日現地調査が行われています。なお、調査委員は河本委員と中村委員の予定でしたが、都合により河本委員に代わり白河委員に変更になりました。

また、昨日は現地が多く、遅くまでかかったようで、大変ごくろうさまでした。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員（調査委員長）

昨日調査委員2名、事務局2名、担当委員立ち会いの下、現地調査をしましたので報告いたします。

番号1です。4筆ですが場所は3箇所でした。3箇所ともスライドを見ていただいたとおり山林や竹山になっており、農地への復元は到底無理な状況でした。

番号2です。ここは田の後で、不耕作後3年半程度でしたが、現況はそれ以上経過しているような状況で、農地への復元はとても無理な状態でした。参考までに荒れた経緯を訪ねましたら、本人は89歳で耕作が出来ず、軽トラックしか通れない道であることも影響し、借り手もいないということでした。

番号3です。ここもスライドで解るように全くの山林で農地への復元は不可能と判断しました。

番号4と5は隣で、以前は1枚の畑であったようです。ここもすでに大木が立った山林で、農地への復元は不可能と判断しました。

番号6です。以前は田であったようですが、ニガ竹山になっており、農地への復元は不可能と判断しました。

番号7です。ここは市街地の野首地域でお寺の跡でした。その敷地内には井戸の跡もありました。以前は敷地の周囲に野菜を植えていたということでしたが、現在は駐車場として使用していました。農地への復元は不可能と判断しました。

番号8です。国上久保田地域の6筆ですが、ここも荒れ放題の状態でした。畑の跡がかろうじて解るような状態で、木々が被い茂っており非農地と判断しました。

9番と10番は隣同士なので、一緒に説明します。ここは、姉妹で相続した田の跡で

3筆続いています。以前に用水路が無くなり水を引けなくなつたようです。そのため畑として利用し、牧草を植えたようですが大雨の度上流から鉄砲水があり、何度も作物がダメになつたようです。こういう状態が続いたため荒らしたようです。現地の状態から農地への復元は無理であると判断しました。以上です。

○議長

続いて、担当委員の方から報告をお願いします。

○3番委員

はい、3番です。先程調査委員長から報告がありましたが、この申請人も小学生の頃田にいったぐらいで、道も良く知らないような状況でした。とても農地への復元は無理であると判断しました。以上です。

○5番委員

5番です。2番については、調査委員長の報告のとおり高齢であり、場所も悪いということで農地復元は難しいと思いました。

○6番委員

番号3について、説明します。先程調査委員長の報告の通り山林でした。また、土地の面積は9738平米となっておりますが、実際にはその広さではなくかなり狭い土地です。番号4と5は先程の説明通り山林でした。以上です。

○7番委員

7番です。申請人は千葉県に住まいの方で、現和上之町出身の方です。この場所は東浦という場所で、現和上之町、下之町、田之脇、浅川地区の方々が所有している田浦です。その田浦の東の方で、このような山の中に田があつたことは想像すら出来ませんでした。委員長の報告のとおりありました。以上です。

○12番委員

はい、12番です。7番について、報告します。ここは種子島家の寺の跡です。どうしてここが畠の地目であったか首をかしげる状態です。周囲は全てアパートや人家でして、農地としては全く復元は無理な状況でした。以上です。

○14番委員

8、9、10番について、報告します。全ての場所が調査委員長の報告のとおり非農地であります、農地復元は無理であると判断しました。以上です。

○議長

ただ今、事務局、調査委員長並びに担当委員より報告がありました。これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

無いようですので、採決をします。議案第2号「非農地証明願い」の1番から10番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい。全員の賛成でありますので、議案第2号「非農地証明願い」の1番から10番については、非農地として承認することとします。

○議長

次は、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号あっせんについて説明します。資料は10ページです。

今月のあっせんは、「貸したい」の申し出が1件です。場所は、住吉能野里地区の畠1筆で、面積1285平米のほ場整備済みの畠です。昨年までカボチャを作つておりましたが、今回標準額で27年1月から貸したいということです。あっせん委員は、1番小倉委員と5番石寺委員にお願いします。以上です。

○議長

議案第3号について、質疑はありませんか。

○議長

無いようですので、あっせん委員の方はよろしくお願ひします。

次は、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積策定に係る意見の聴取について」を説明します。まず利用権の設定です。今月は1件の申請でした。1-1ページをお開きください。

期間が平成27年1月1日から平成36年12月31日の10年間、地目畠、面積6194平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、1-2ページを詳細については、1-3ページをご覧下さい。

続きまして、所有権の移転です。2-1ページをお開きください。今回は1件の申請がありました。平成26年12月24日に所有権を移転しようとするものです。田が2筆の911平米、畠が1筆の1702平米を売買で所有権移転するものです。所有権を移転する者1人、受ける者1人です。詳細については、2-3ページから2-5ページをご覧下さい。

以上全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果いずれも各要件を満たしていることから提案しました。

委員各位の審議をよろしくお願ひします。

○議長

ただ今、事務局より議案第4号について、説明がありました。始めに利用権の設定について、審議します。なお、1番については、利用権の設定を受ける者が9番委員となっております。農業委員会法第24条の規定により審議の間9番委員の退室をお願いします。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○10番委員

番号1について報告します。貸人は高齢で現在介護施設にいるため、娘さんと連絡を取りまして、申請に間違い無いことを確認しました。借人とは現地に行って確認しました。双方申請に間違いはありませんでした。

○議長

これについて、質疑のある方はいませんか。

○議長

質疑は無いようですので採決をします。議案第4号の利用権の設定1番について、原案通り承認する方の举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、農用地利用集積の利用権の設定1番については原案通り承認し、意見を市長に送付します。

ここで9番委員の入室を許可します。続いて、所有権の移転について審議します。

これは私の担当ですので報告します。譲受人は仕事の都合で立ち会いが出来ませんでしたので、譲受人と一緒に立ち会いをしました。

なお、譲受人には昨日家にうかがいまして、申請に間違いが無いことを確認しました。

○議長

それでは、これについて質疑のある方は举手をお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので採決します。所有権の移転1番について、原案通り承認することに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、農用地利用集積の所有権の移転1番については原案通り承認し、意見を市長に送付します。

○議長

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しに係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しに係る意見の聴取について」を説明します。農用地利用集積計画を中途で解約する場合双方の合意解約が必要です。今回は借り手が農業生産法人ですが、倒産し耕作していないことが解りました。貸し手に賃料が払われているか確認しましたが、全く支払っていないことが解りました。このままでは、耕作放棄地となるため、次の借人を探すため取り消しをする事にしました。合意解約が良いのですが、借人とは連絡が取れない状態です。合意解約は総会の承認は不要ですが、取り消しの場合は、総会の決定を経て取り消すことになっております。

それでは（1）をご覧下さい。総括表です。

番号1は現和武部地区の農地で、現況地目畠4筆で合計面積8204平米を平成21年3月から10年間賃借するものでした。

番号2は立山地区の農地で、現況地目畠1筆で合計面積3500平米を平成22年8月から10年間賃借するものでした。

番号2は立山地区の農地で、現況地目畠1筆で面積3500平米を平成22年8月から10年間賃借するものでした。

番号3は立山地区の農地で、現況地目畠1筆で面積1246平米を平成22年9月から10年間賃借するものでした。

番号4は立山地区の農地で、現況地目畠6筆で合計面積4732.58平米を平成23年1月から10年間賃借するものでした。

番号5は立山芦野地区の農地で、現況地目畠9筆で合計面積4183平米を平成23年4月から5年間賃借するものでした。

番号6は立山芦野地区の農地で、現況地目畠2筆で合計面積695平米を平成23年4月から5年間賃借するものでした。

なお、未払いの賃料について、回収は厳しい状況です。今回の取り消しについての当事者への連絡は事務局で対応し、精算も厳しいことは報告をしております。

委員の審議をお願いします。

○議長

これについては、担当委員の方で現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

○8番委員

番号1について、報告します。ただ今説明があったように4筆とも現和武部地区内の畠です。借人と貸人は兄弟です。まず1番目の農地は安納いもの収穫が済んでおりました。次の字小川谷ですがここも安納いもを植え付けていたようです。次の和良比ノ角もマルチで安納いもを作っておりました。東みどりの畠については、面積も狭く荒れた状況でした。

○11番委員

2番から6番について、報告します。聞き取りは不要ということでしたので、現地のみを確認しました。その内、2番だけは地主が機械を入れて管理しておりましたので、すぐ耕作出来る状態でした。後の土地は荒れていてもったいないという感じでした。

○議長

はい、ただ今説明がありました。これについて、質疑のある方はいませんか。

○9番委員

この生産法人の借受農地ですがこの取り消しで申請した分で全部ですか。

○事務局

はい。これで全部です。

○7番委員

はい、7番です。貸人は農業委員会を通じて貸しております。私たちもヤミ小作をしないで委員会を通じて貸借をするよう推進しております。従って、賃料を払っていないとなれば、責任がないともいわれませんが如何でしょうか。

○事務局

確かに、事務局が間に立って借り受けたようです。貸人に電話で確認したところ賃料を一度ももらっていないことを伺いまして、驚いた次第です。今後回収の見込みが無いことを伝えたところかなりお叱りをうけました。それは当然のことですが、正直手立てがないということを伝えました。

○議長

私の方から良いですか。農業委員会を通じて貸し借りをした場合、貸した方も賃料が入らなかつたらすぐ言っていただいたら早く対応が出来ると思います。年数が経過したら中々回収が出来ないということになりますので、担当委員は大変でしょうがその辺も面倒をみて頂きたいと思います。

○13番委員

この案件並びに今後もですが、農業委員会の審議を通して貸借している訳ですから、私たちにもある程度の責任はあると思います。我々が許可している訳ですからこういう問題が起った時はそれなりに責任を問われてくるのでは無いでしょうか。

○事務局

今の意見はごもっともであると思います。が、ただ総会の審議はあくまで許可審議をするところであって、賃借料までは責任を負わないと考えています。従いまして、農地法での売買、貸借の権利を審議することだと考えています。

しかし、一方では両者の間に入ってるだけのことは当然行うべきだと考えています。

○9番委員

今説明がありましたが、我々は農地の所有者と借人との間に立って仕事をする訳ですからいくらかの責任はあると思います。ただ、我々に出来ることは、今担当委員から報告があったように荒れている場所が多いと言うことでしたが、そこに関して新しい借り手を探してやることが一番の責任ではないでしょうか。

○議長

先程事務局から説明がありましたように本来の業務は、権利の許認可ということだと思います。しかし、せっかく間に入って貸し借りなどをすると訳ですから農家の立場に立って、何とか出来ることはやるという心構えで今後もお願いします。

それでは、採決をしたいと思います。

議案第5号「農用地利用集積計画の取り消し」について、原案通り承認する方の举手をお願いします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第5号「農用地利用集積計画の取り消し」については、原案通り承認し、意見を市長に送付します。

○議長

次は、議案第6号「買受適格証明願い」について審議します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「買受適格証明願いについて」説明します。資料は11, 12ページです。

農地の公売の場合には最高価格買受申し出人が決まてもその者が農地法の規定による権利移動の許可を受けなければ所有権を取得することができません。従って、この許可が受けなれなかつた場合は、もう一度入札をやり直さなくなり、債権者、買受人、申出人にとって時間的浪費になることからこのような不都合を未然に防ぎ公売を円滑にするため、農地の公売の場合は買い受けの申し出が出来る買受適格証明書を有する者に限定する取り扱いがされています。

今回の議案は公売の農地法第3条の買受適格証明願いが3件です。1番から3番までは同じ所有者の物件で、国上野木之平地区の土地です。対象農地は全て4人の共有名義で3人の同意による持つ分4分の3となっています。差し押されたのは神奈川県平塚税務署です。入札期間は、平成27年2月13日から2月19日です。

1番の物件は2筆で畠、2番は5筆中4筆が畠、3番は1筆で畠となっております。今後の流れとしましては、入札で落札した場合農地法第3条の所有件移転の申請がなされできます。今回はあくまで申請人が農地法第3条の資格があるかの判断です。

委員の皆さんのお審議をお願いします。

○議長

続きまして、担当委員の調査報告をお願いします。

○8番委員

11日にこの畠を耕作している方々に会いました、確認しました。申請に間違いはありませんでした。以上です。

○議長

今事務局、担当委員から説明、報告がありました。これについて質疑はありませんか。

○9番委員

今担当委員から説明がありましたが、今はこの申請人が耕作している訳ですか。

○事務局

はい、この申請人が耕作をしております。

○12番委員

事務局にお尋ねします。この土地の持つ分の4分の3となっていますが、誰か1人反対している方がいるのですか。

○事務局

元々親の名義を4人の子供が共有名義で相続しております。その中の1人が負債を抱え差し押さえられました。残り3人の内2人は同意したのですが1人が同意していません。以前持分の許可をしたことがあります、それと同様4分の3がその土地のどの部分ということは解りませんが、権利の4分の3について、落札した方が所有するということです。その後落札した方が同意しなかった方と交渉となってきます。

なお、申請人は持分4分の3ということ納得して申請してきているので、そこは問題ないと思います。

○議長

反対している1人が賛成するまでは畑の一部を残して耕作することになる訳ですか。

○事務局

以前の許可審議でもありました、全体の耕作は可能ということです。

○議長

解りました。耕作は可能ということですね。その他質疑はありませんか。

○議長

質疑は無いようですので採決をします。議案第6号「買受適格証明願い」について、この2名を適格者として承認する方の挙手を求めます。

○議長

はい。全員の同意ですので、この2名を買受適格者と承認し適格証明書を交付します。
以上をもちまして、本日の審議はすべて終了しました。ご苦労さまでした。

平成26年12月17日

会長 沢田峰生

2番委員 棚野好文

3番委員 稲垣川寅夫